

国民年金

年金受給者の住所が変わるときには届け出が必要です

年金受給者が引越など住所が変わるときには、「年金受給権者住所変更届」をお近くの年金事務所へ提出してください。この変更届は、年金事務所や市役所・町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。また、郵送による提出もできます。届け出が遅れると、年金振込通知書などの書類が変更後の住所に送られなくなる場合がありますので、お早めに提出してください。

事業主の皆様、企業で働く皆様へ！

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

群馬労働局では、雇用環境・均等室に、各種ハラスメントの相談に対応する「特別相談窓口」を開設しています。お気軽にご相談ください。

- 受付時間 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)
 - 電話番号 ☎027-896-4739
 - 住所 前橋市大手町2-3-1
前橋地方合同庁舎8階
- ※匿名でも結構です。プライバシーは厳守します。
※相談窓口は、年間を通じてご利用できます。

吾妻警察署からのお知らせ

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。国民的な課題である拉致問題を始め、北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、関心と認識を深めましょう。また、北朝鮮による「拉致容疑事案」及び「拉致の可能性を排除できない事案」に関する情報提供等へのご協力をよろしくお願いいたします。

《お問い合わせ先》吾妻警察署 ☎0279-68-0110

吾妻郡医師会立吾妻准看護学校
生徒募集について

働きながら学ぶことができ、准看護師受験資格(都道府県試験)が取得できる各種学校です。

- 修業年限 2年
- 募集人員 20名(男女)
- 受験資格 中学校卒業以上 年齢制限なし
- 試験日
後期試験 令和6年1月18日(木)
2次試験 令和6年3月7日(木)(2次試験実施は未定)
- 内容 国語 作文 面接
- 会場 吾妻郡医師会 1階講堂
- 願書受付期間
後期試験 令和6年1月9日(火)～1月17日(水)
2次試験 令和6年2月26日(月)～3月6日(水)
受付方法は吾妻准看護学校に直接持参してください。
*願書については、吾妻郡医師会2階教務室にて月曜日～金曜日9:00～16:30の間に配布しています。
前期試験終了していますが、定員にはまだまだ余裕があります。地域医療に関心ある方の応募を是非お待ちしております。群馬県修学資金・母子訓練給付金制度もあります。
- 願書受付・お問い合わせ先
〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町25-9
吾妻郡医師会立吾妻准看護学校 教務室(吾妻郡医師会2階)
☎0279-75-3904
詳しくは、吾妻郡医師会・吾妻准看護学校ホームページに掲載しています。
<https://agatuma.gunma.med.or.jp>

県営住宅12月定期募集のご案内

- 入居可能日 当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。
- 所在地・間取り・募集戸数・家賃 県住宅供給公社ホームページ(<https://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください。
- 入居資格 現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
*連帯保証人は不要です。
*単身での申し込みができる住宅もあります。
*詳しくは申し込み案内書または県住宅供給公社ホームページをご覧ください。
- 申し込み期間 令和5年12月15日(金)まで
- 申し込み方法 所定の申し込み書を電子メールまたは郵送により県住宅供給公社へ提出
- 申し込み書・申し込み案内書配布場所 県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所
- その他 入居者は公開抽選で選定します。
*随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

《お問い合わせ先》
県住宅供給公社 住宅政策課
☎027-223-5811
FAX027-223-9808

税務署からのお知らせ 【令和5年分の確定申告書の受付が始まります】

還付申告書は、令和6年1月4日から受付を始めます。

●対象となる還付申告を提出される方(例)

- 総合課税の配当所得や原稿料などがある方で、年間の所得が一定額以下の方
- 給与所得者で雑損控除や医療費控除、ふるさと納税などの寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの控除を確定申告により受けられる方や年の途中で退職し、年末調整を受けていない方
- 所得が公的年金等のみで、生命保険控除や地震保険料控除などの各種控除を受けられる方

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも、ご自宅からご利用ができるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。

さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

詳しくは、国税庁 [〈確定申告はこちら〉](#) HPをご覧ください。



作成コーナー

【電話相談をご利用ください】

国税庁ホームページで解決しない場合には、電話相談をご利用ください。

「電話相談センター」

☎0570-00-5901(全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00

(土日祝日及び12/29~1/3を除く)

↓
音声案内に沿って、「1」所得税を選択します。

《お問い合わせ先》中之条税務署 ☎0279-75-3355

ご存じですか?
知財調停

知的財産権に関する紛争の解決に知財調停を利用してみませんか。東京地裁・大阪地裁に申し立てることができます。

知財調停の特徴・利点

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 柔軟性</p> <ul style="list-style-type: none"> 解決したい紛争を当事者が設定(特定の争点に絞った解決も可) 調停委員会の助言等を得て、当事者間の自主的交渉に戻ることも可能 | <p>② 迅速性</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として第3回期日までに、調停委員会が争点について一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指す |
| <p>③ 専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員会は、知財部の裁判官と知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などで構成 | <p>④ 非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続は非公開 |

- 知財調停の詳細内容は裁判所ウェブサイトをご覧ください。
- ・ 大阪地裁 https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_jp/index.html
- ・ 東京地裁 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/tizaityoutei/index.html

裁判員制度

～まもなく名簿記載通知を発送します!～

裁判員制度

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員に選ばれる可能性のある方に、まもなく名簿記載通知を発送します。



裁判員の役割

- 審理** 法廷に立ち会って、証言等や証拠を見聞きます。
- 評議** 法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に議論します。
- 判決** 法廷で裁判長が判決を宣告します(裁判員としての役割も終了します)。

Q 裁判員制度をもっと詳しく知りたい方へ!

ウェブサイトはこちら

<https://www.saibanin.courts.go.jp/>



名簿記載通知、調査票について

Q&A

裁判員経験者の方々の声

裁判員制度に関する動画

など

12月の星空

○星図の説明

15日午後8時の星空です。
月初めの午後9時、月末の午後7時にも同じ星空になります。(「月」を除く)
※ふたご座流星群は、14日夜～15日明け方が見頃です。(極大は15日4時頃)

